

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○国民健康保険組合の規約の変更認可	(医療保険政策課)	215
○保安林の指定予定	(丹後広域振興局)	〃
○道路の区域変更	(乙訓土木事務所)	216
○道路の供用開始	(〃)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路管理課)	217
○港湾施設の供用開始	(港湾企画課)	〃
公 告		
○私立学校の名称変更	(文教課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届	(農村振興課)	218

○土地改良区の定款変更の認可	(南丹広域振興局)	218
○肥料の登録	(農産課)	219
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃
府 議 会		
○府議会定例会の閉会		〃
○意見書		〃
公 安 委 員 会		
○地域交通安全活動推進委員の委嘱		〃
人 事 委 員 会		
○人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令		227

告 示

京都府告示第203号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府建設業職別連合国民健康保険組合の規約の変更を令和3年3月24日認可した。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組規約第6条第1項の「京都府建設業技能組合」を「京都府建設業工事組合」に改める。

京都府告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 保安林予定森林の所在場所

京丹後市久美浜町佐野小字横次2300の1、2301の1、2302の1、2302の2、2303、2303の1から2303の3まで、2304、2304の1、2304の1の1、2304の2、2304の3、2305の1、2305の2、2306、2307、2308の1から2308の3まで、2309、2310、2311の1、小字峠ノ谷10070、10070の1から10070の3まで、10070の4・10071（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10071の1から10071の4まで、10072、10073、10073の1、10074、10074の1、10074の2・10074の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10074の4

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字横次2303の1・2303の2・2304・2304の1の1・2304の2・2304の3・小字峠ノ谷10071・10073・10073の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字岩屋小字御屋敷900の1、901の1、902の1から902の3まで、903、904、905の1から905の3まで、906、907、907の1、908、909の2、909の3、7322、7322の1から7322の3まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字御屋敷901の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字下山田小字岡ヶ鼻1900、小字小森谷1901、1904、1905、小字西谷1902、1903、小字庄谷7007、7009、7009の1、7009の2、7010、7010の1、7011、7012

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字小森谷1904・1905・小字庄谷7011（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、1については京丹後市役所において、2及び3については与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年4月6日から令和3年4月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 伏見柳谷高槻線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
長岡京市滝ノ町一丁目103の23から	前	最小 4.4 最大 13.6	34.9
	後	最小 4.4 最大 14.9	

4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年4月6日から令和3年4月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 伏見柳谷高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市滝ノ町一丁目103の23から 長岡京市滝ノ町一丁目104の21まで	令和3年4月6日

4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第207号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路線名	区 間
府 道	伏見柳谷高槻線	長岡京市開田一丁目115の4から長岡京市開田一丁目106まで上り線
		長岡京市開田三丁目111の2から長岡京市開田三丁目44の1まで下り線



京都府告示第208号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和3年4月6日から供用を開始するものの概要は、次のとおりである。

令和3年4月6日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

供用を開始する施設

種類	位置	名称	数量及び力	備考
臨港道路	舞鶴市宇松陰	臨港道路和田下福井線	延長 189.2m	起点 島崎1号臨港道路 終点 第2ふ頭中央臨港道路

公 告

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2第1項の規定により、次のとおり学校の名称変更の届出があった。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

新 名 称	旧 名 称	変 更 年 月 日
京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園	京都がくえん幼稚園	令 3. 4. 1
京都先端科学大学附属中学校	京都学園中学校	〃
京都先端科学大学附属高等学校	京都学園高等学校	〃



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により精華町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アピタタウンけいはんな
相楽郡精華町精華台9丁目2番地4ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和2年10月30日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和3年4月6日から令和3年5月6日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アピタタウンけいはんな
相楽郡精華町精華台9丁目2番地4ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和2年10月30日
- (4) 意見の概要
ア 当該店舗周辺は本町内でも車両通行量が多い地区の一つであり、営業時間の延長により近隣の精華西中学校の生徒の登校時間と重なり、特に自転

車登校中の生徒と店舗への進入車両との交錯が懸念されること等に対して、車両出入口部の警備員配置並びに付近交差点での警備員配置の検討も含め、所管警察署及び京都府公安委員会の指導を仰ぎ、周辺の状態を踏まえた安全対策を徹底すること。

イ 青少年の非行防止、近隣住宅への迷惑行為防止のため、京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」に基づいた定期的な巡回等の対策を図ること。

(5) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間

令和3年4月6日から令和3年5月6日まで



京都市洛南土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田内畑町262	奥 川 道 夫
〃 〃 竹田西内畑町57	西 田 和 之
〃 〃 下鳥羽中三町60	辻 博 雄
〃 〃 中島河原田町119の1	山 本 幸三郎
〃 〃 三栖町四丁目844	木 村 健一郎
〃 〃 横大路中ノ島町2	岩 田 英 俊
〃 〃 横大路草津町44	岡 井 英 夫
〃 〃 納所北城堀30の1	廣 山 悟

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田真幡木町150	城 内 隆 夫
〃 〃 中島樋ノ上町95	長谷川 勝 樹
〃 〃 横大路下三栖山殿44の8	入 江 順 二

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田西内畑町77	奥 田 房 一
〃 〃 竹田内畑町218	西 嶋 良 夫
〃 〃 下鳥羽上三栖町195	安平治 勝 美
〃 〃 中島河原田町119の1	山 本 幸三郎
〃 〃 横大路上ノ浜町17の5	梅 林 隆 雄
〃 〃 横大路草津町44	岡 井 英 夫
〃 〃 三栖町四丁目844	木 村 健一郎
〃 〃 納所北城堀30の1	廣 山 悟

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区竹田内畑町257	大 西 克 巳
〃 〃 下鳥羽中三町60	辻 博 雄
〃 〃 横大路下三栖辻堂町81	浦 野 政 弘



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八木町土地改良区の定款の変更を令和3年3月24日認可した。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊



肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住所	
京都府第452号	混合有機質肥料	三和有機1号	窒素全量 3.0% りん酸全量 3.5% 加里全量 3.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社三和鶏園	舞鶴市字長浜725	令 9. 3. 18

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年4月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市伊勢田町若林13、22の一部、23の一部、24(関連区域)
宇治市伊勢田町若林22の一部、23の一部、25の8の一部、25の27の一部、25の28の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区河原町通五条東入御影堂町5
京都建物株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町横田五号9、10の一部(関連区域)
南丹市園部町横田五号208の一部、210の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南丹市園部町横田上ノ垣内9
石川 善博

府 議 会

- 1 府議会定例会の閉会
令和3年2月12日に招集された2月府議会定例会は、令和3年3月22日閉会した。
- 2 意見書
令和3年3月22日次の意見書を可決した。
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書
 - (2) 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書

- (3) ジェンダーイコール社会等の実現に向けた積極的施策展開を求める意見書

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第54号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、平成3年京都府公安委員会告示第1号に定める区域ごとの地域交通安全活動推進委員を令和3年4月1日、次のとおり委嘱した。

令和3年4月6日

京都府公安委員会
委員長 平 林 幸 子

1 京都府川端警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
岩 本 正 志	京都府川端警察署交通課交通指導係 (075) 771-0110
浦 川 喜代子	〃
大 塚 卓	〃
菊 池 嵯智子	〃
北 村 豊	〃
澤 邊 敏 恵	〃
柴 田 広 廣	〃

田結庄 正文	京都府川端警察署交通課交通指導係 (075) 771-0110
長行司 達	〃
藤 田 千 秋	〃
松 本 浩 二	〃
龍 昭 次	〃

2 京都府上京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
青 木 玲 子	京都府上京警察署交通課交通総務係 (075) 465-0110
青 柳 恒 一	〃
井 上 久 子	〃
大 串 頼 長	〃
太 田 保 夫	〃
岡 本 良 子	〃
河 崎 美 鈴	〃
白 石 昌 美	〃
高 野 節 子	〃
田 中 泰 子	〃
沼 田 孝	〃
橋 爪 一 枝	〃
藤 岡 オサム	〃
細 野 仁 志	〃
棟 森 幸 子	〃
村 田 幸 子	〃
山 本 成 子	〃
吉 田 鮎 子	〃

3 京都府東山警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
今 江 道 夫	京都府東山警察署交通課交通総務係 (075) 525-0110
岡 田 紘 邦	〃
岡 本 賢 志	〃

加 藤 晶 実	京都府東山警察署交通課交通総務係 (075) 525-0110
北 川 陽 美	〃
後 藤 典 生	〃
佐々木 昌 弘	〃
佐 藤 由 紀 子	〃
田 中 百 合 子	〃
辻 野 隆 雄	〃
土 倉 テル子	〃
野 村 栄 司	〃
橋 本 繁 美	〃
福 永 敏 三	〃
宮 田 昌 幸	〃
宮 村 芳 雄	〃
村 上 米 基	〃
流 井 和 幸	〃

4 京都府中京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
井 上 嘉 高	京都府中京警察署交通課交通総務係 (075) 823-0110
上 田 弘 文	〃
小 川 浩	〃
乙 脇 栄 仁	〃
川 島 武	〃
木 村 時 政	〃
久 保 美 沙 子	〃
久 保 田 睦 子	〃
塩 山 良 子	〃
末 永 と め の	〃
高 田 道 弘	〃
中 田 英 宏	〃
延 原 陽 二	〃

濱 脇 武 志	京都府中京警察署交通課交通総務係 (075) 823-0110
藤 木 光 雄	〃
松 山 昌 子	〃
松 本 美与子	〃
三 田 富佐雄	〃
村 田 裕	〃
八 木 嘉一郎	〃
八 井 素 子	〃
山 下 初 恵	〃
吉 本 泉 美	〃
鷲 田 良 明	〃

竹 内 良 子	京都府下京警察署交通課交通総務係 (075) 352-0110
富 江 さゆり	〃
富 山 善 孝	〃
中 川 和 世	〃
中 村 吉 江	〃
西 田 真知子	〃
野 村 正 一	〃
平 井 常 夫	〃
福 井 謙 三	〃
福 本 弘 子	〃
前 田 重 人	〃
森 井 勝 洋	〃
薮 下 孝 子	〃
和 田 雅 博	〃

5 京都府下京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
明 石 昇 三	京都府下京警察署交通課交通総務係 (075) 352-0110
阿 部 清 子	〃
淡 島 成 介	〃
池 田 義 一	〃
伊 勢 正	〃
井 上 一 哲	〃
上 杉 義 明	〃
太 田 榮 一	〃
小 倉 昭 夫	〃
勝 手 實 男	〃
金 子 映 里	〃
久 保 澄 子	〃
桑 垣 千枝子	〃
坂 根 國 昭	〃
塩 見 信 夫	〃
城 谷 剛 志	〃
竹 内 清 雅	〃

6 京都府下鴨警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
雨 宮 万里子	京都府下鴨警察署交通課交通総務係 (075) 703-0110
今 瀧 峰 男	〃
上 田 英 俊	〃
尾 崎 孝 生	〃
北 川 憲 一	〃
寿 清 資	〃
小 林 宏 史	〃
古 村 和 枝	〃
島 浩 之	〃
関 友 子	〃
田 中 輝 美	〃
種 田 ヒサ子	〃
長 井 誠 一	〃
原 口 幸 一	〃

房 岡 修	京都府下鴨警察署交通課交通総務係 (075) 703-0110
森 田 美智子	〃
山 崎 陽 子	〃

7 京都府伏見警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
浅 井 均	京都府伏見警察署交通課交通総務係 (075) 602-0110
岡 井 英 夫	〃
河 合 眞砂代	〃
酒 井 彦 三	〃
嶽 みどり	〃
辻 博 雄	〃
中 井 義 一	〃
中 西 義 明	〃
中 村 初太郎	〃
湫 千賀子	〃
橋 本 享	〃
長谷部 光 弘	〃
東 野 敏	〃
福 富 進	〃
藤 森 長 正	〃
村 田 憲 司	〃
山 本 半次郎	〃

8 京都府山科警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
青 木 弘 一	京都府山科警察署交通課交通総務係 (075) 575-0110
栗 津 清	〃
内 海 昇 司	〃
河 村 利 高	〃
川 本 規 晶	〃
北 口 昭 彦	〃

五 井 信 隆	京都府山科警察署交通課交通総務係 (075) 575-0110
杉 島 康 信	〃
建 部 實 嗣	〃
谷 口 勝	〃
中 松 祥 二	〃
中 村 隆 宣	〃
林 弘	〃
前 谷 富美子	〃
水 口 美智代	〃
村 井 孝 次	〃
森 稔	〃
山 下 茂	〃
和 田 幸 二	〃

9 京都府右京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
居 合 勝 義	京都府右京警察署交通課交通総務係 (075) 865-0110
一 瀬 章 弘	〃
市 田 純 三	〃
岩 田 千 春	〃
梅 田 光 一	〃
大 角 勇 治	〃
岡 田 正 治	〃
勝 山 威	〃
草 木 幹	〃
笹 壁 宏 幸	〃
菅 原 和 子	〃
高 木 宰智子	〃
高 嶋 公 枝	〃
滝 口 博 司	〃
寺 本 愛 子	〃

土 賀 敏	京都府右京警察署交通課交通総務係 (075) 865-0110
中 谷 恵津子	〃
細 野 嘉 子	〃
牧 野 政 司	〃
安 井 二三男	〃
安 田 由美子	〃
山 口 敏 久	〃
山 口 良 幸	〃

10 京都府南警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
天 野 広 一	京都府南警察署交通課交通総務係 (075) 682-0110
上 田 勇 平	〃
北 村 清 二	〃
小 西 武 男	〃
佐 古 喜 信	〃
佐 藤 元 信	〃
田 中 裕 生	〃
戸 倉 治	〃
中 川 輝 雄	〃
中 村 恵 一	〃
長谷川 啓 次	〃
比 田 弘 明	〃
松 浦 輝 夫	〃
松 下 裕 一	〃
水 野 俊 夫	〃
村 上 武	〃
安 田 定 弘	〃

11 京都府北警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
伊 部 幸 雄	京都府北警察署交通課交通総務係 (075) 493-0110

岡 崎 ヒサミ	京都府北警察署交通課交通総務係 (075) 493-0110
尾 賀 久 子	〃
金 澤 公 明	〃
糸 春 江	〃
黒 澤 素 子	〃
後 藤 光	〃
角 岡 恵美子	〃
中 野 良 朗	〃
西 村 義 隆	〃
福 富 泰 三	〃
藤 井 泉	〃
藤 原 暲	〃
古 莊 頼 子	〃
堀 裕 子	〃
松 本 泰 高	〃
村 瀬 玲 子	〃
唐 土 柳太郎	〃
山 下 新 史	〃
山 田 弘 子	〃
和 田 洋 子	〃

12 京都府西京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
浅 尾 眞由美	京都府西京警察署交通課交通総務係 (075) 391-0110
荒 木 秀 治	〃
石 田 薫	〃
植 田 久美子	〃
小 田 玲 子	〃
開 田 節 子	〃
片 山 弘	〃
勝 西 正 子	〃

河原靖尚	京都府西京警察署交通課交通総務係 (075) 391-0110
小石玖三主	〃
小山隆英	〃
重田文弘	〃
道明政志	〃
波多野美智子	〃
森園秀治	〃
柳田紀子	〃
湯浅由紀子	〃
吉田鎮子	〃

13 京都府向日町警察署の管轄区域

氏名	連絡先
家藤桂子	京都府向日町警察署交通課交通総務係 (075) 921-0110
五十棲文子	〃
奥田貴美子	〃
桂利三	〃
北野守	〃
木ノ山洋子	〃
斉藤敏明	〃
坂本忠佳	〃
塩谷和昌	〃
長谷川伸次	〃
東田龍男	〃
箕田恵子	〃
百田成雄	〃
森本武則	〃
山口マサ子	〃
渡辺辰哉	〃

14 京都府宇治警察署の管轄区域

氏名	連絡先
井川ヒトミ	京都府宇治警察署交通課交通総務係 (0774) 21-0110
石貫哲也	〃
臼井龍介	〃
奥村進	〃
覚前一彦	〃
榊田俊夫	〃
塩見寿秀	〃
田井勝	〃
田中安太郎	〃
段重男	〃
西尾治	〃
樋口末男	〃
古根洋子	〃
増井義行	〃
村田秀一	〃
山口興治	〃
吉田勝治	〃

15 京都府城陽警察署の管轄区域

氏名	連絡先
伊保弘一	京都府城陽警察署交通課交通指導係 (0774) 53-0110
上杉利幸	〃
北澤宏	〃
久留米正子	〃
桜井康則	〃
笹嶋道子	〃
高木佐智子	〃
藤谷昭	〃
古川彰	〃

横 田 昭 男 京都府城陽警察署交通課交通指導係
(0774) 53-0110

16 京都府八幡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
池 田 享 子	京都府八幡警察署交通課交通指導係 (075) 981-0110
稲 垣 勝 彦	〃
岩 崎 トミ子	〃
小 川 和 彦	〃
叶 勇	〃
北 村 修	〃
坂 井 弘 治	〃
杉 本 慶 三	〃
須 藤 邦 弘	〃
竹 口 澄 子	〃
松 本 つや子	〃

17 京都府田辺警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
茨 木 章 生	京都府田辺警察署交通課交通指導係 (0774) 63-0110
上 村 善 彦	〃
奥 村 太 門	〃
利 田 雅 孝	〃
北 尾 茂 樹	〃
北 尾 高 亨	〃
田 村 喜代一	〃
中 谷 英 輔	〃
中 坊 茂	〃
前 川 元 宜	〃
森 安 孝	〃
矢 野 孝 之	〃
山 川 数 也	〃

18 京都府木津警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
岡 本 かをる	京都府木津警察署交通課交通総務係 (0774) 72-0110
荻 田 高 弘	〃
小 林 良 光	〃
塚 田 高 司	〃
辻 村 峰 男	〃
西 島 剛	〃
西 本 俊 明	〃
平 岡 豊 一	〃
福 岡 豊 美	〃
松 井 和 正	〃
三 上 かず子	〃
村 上 功	〃
森 嶋 徹	〃
山 本 正 来	〃

19 京都府亀岡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
安 藤 忠 雄	京都府亀岡警察署交通課交通総務係 (0771) 24-0110
伊 津 くみ子	〃
梶 卷 博	〃
木 村 龍 雄	〃
齋 藤 亀 雄	〃
隅 田 盛 和	〃
大 道 秀 男	〃
橘 美智男	〃
廣 瀬 春 雄	〃
美 馬 義 晴	〃
村 田 忠 芳	〃
八 木 芳 博	〃

芳野重徳 京都府亀岡警察署交通課交通総務係
(0771) 24-0110

20 京都府南丹警察署の管轄区域

氏名	連絡先
稲葉八重子	京都府南丹警察署交通課交通指導係 (0771) 62-0110
上田隆司	〃
上原守	〃
笠松みち子	〃
門隆雄	〃
木村節子	〃
樹山静代	〃
倉内辰彦	〃
嶋村益廣	〃
寺井幸生	〃
名内さち子	〃
鍋田正己	〃
平野義男	〃
三嶋郁夫	〃
村上さがみ	〃
森愛子	〃
文字仁志	〃
山内ミナ子	〃

21 京都府綾部警察署の管轄区域

氏名	連絡先
池田悦夫	京都府綾部警察署交通課交通指導係 (0773) 43-0110
出野満	〃
榊満里子	〃
塩見由紀美	〃
塩見良治	〃
白波瀬典子	〃
福井いづみ	〃

古澤和昭 京都府綾部警察署交通課交通指導係
(0773) 43-0110

森下佐代子 〃
吉田春子 〃

22 京都府福知山警察署の管轄区域

氏名	連絡先
芦田精一	京都府福知山警察署交通課交通総務係 (0773) 22-0110
足立香喜	〃
池澤誠	〃
今西瑞世	〃
大内政人	〃
大槻成利	〃
小嶋強	〃
垣尾博文	〃
河波司	〃
河野正一	〃
才村康則	〃
粕尾充	〃
塩見正紀	〃
曾根雄介	〃
高橋高治	〃
竹部弘	〃
中道典子	〃
和田勇治	〃

23 京都府舞鶴警察署の管轄区域

氏名	連絡先
伊藤靖枝	京都府舞鶴警察署交通課交通総務係 (0773) 75-0110
上野吉光	〃
織田恵美子	〃
片岡藏	〃
川端武	〃

齊 藤 君 子	京都府舞鶴警察署交通課交通総務係 (0773) 75-0110
佐 織 ふみ子	〃
坂 根 成 樹	〃
塩 見 春 美	〃
志 馬 章 夫	〃
高 井 義 之	〃
高 橋 進	〃
高 橋 俊 子	〃
田 中 善一郎	〃
田 中 美知子	〃
富 永 やす枝	〃
永 井 基 行	〃
西 村 隆	〃
松 宮 孝 志	〃
村 尾 憲 三	〃

24 京都府宮津警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
上 林 聰	京都府宮津警察署交通課交通指導係 (0772) 25-0110
西 馬 守	〃
伊 達 英 徳	〃
谷 原 良 子	〃
友 次 敦 美	〃
東 野 宗 雄	〃
細 見 甫	〃
本 藤 利 行	〃
宮 川 紀 彦	〃
山 下 豊 秋	〃

25 京都府京丹後警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
稲 田 敦 子	京都府京丹後警察署交通課交通指導係 (0772) 62-0110

今 田 博	京都府京丹後警察署交通課交通指導係 (0772) 62-0110
今 度 利 通	〃
数 多 正 幸	〃
小 西 龍 典	〃
下 田 好 之	〃
隅 田 義 昭	〃
田 中 伸 弘	〃
谷 口 勲	〃
中 谷 己 良	〃
中 村 米 子	〃
永 井 治 二	〃
永 井 力 男	〃
西 下 武 嗣	〃
野 木 由 美	〃
橋 本 洋 子	〃
福 田 繁 夫	〃
古 木 幸 雄	〃
増 田 明 子	〃
松 井 莞 伍	〃
松 田 喜 美 子	〃
水 口 政 憲	〃
山 内 孝 史	〃
吉 岡 啓 一	〃

人 事 委 員 会

京都府人事委員会訓令第64号

人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月6日

京都府人事委員会

委員長 田 原 博 明

人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局文書管理規程（京都府人事委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 公文書 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録を含み、次に掲げるものを除く。以下同じ。）であつて、事務局の職員が組織的に用いるものとして事務局が保有しているものをいう。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

イ 事務局において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

第2条第5号を削り、同条第2号から第4号までの規定中「文書等」を「公文書」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(3) 支援システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保管、廃棄等の事務処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システムをいう。

第3条を次のように改める。

（処理の原則）

第3条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、当該文書に係る事案の適正かつ円滑な処理及び当該処理の能率の向上に資するよう処理しなければならない。

第4条の見出しを「(管理体制)」に改め、同条第2項中「は、その課における文書事務を管理する」を「(これに相当する職にある者を含む。以下同じ。)は、随時未完結文書を確認し、処理の促進を図らなければならない」に改め、同条第3項中「文書等」を「文書」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 課長は、文書事務を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修に当該課の職員を参加させなければならない。

第5条の見出しを「(文書主任)」に改め、同条第1項中「の管理」、「適正かつ」及び「及び文書主任補佐」を削り、「指名する」を「係長のうちから指定する」に改め、同条第2項第1号中「文書等の管理」を「文書の收受及び配布」に改め、同項第2号中「文書等」を「文書」に

改め、同項第3号中「文書管理システム」を「文書の処理の促進」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 文書の保存及び整理に関すること。

(6) その他文書事務に関すること。

第5条第3項を削る。

第16条中「文書等」を「文書」に改め、同条を第20条とする。

第11条から第15条まで（見出しを含む。）の規定中「文書等」を「文書」に改め、第15条を第19条とし、第11条から第14条までを4条ずつ繰り下げる。

第10条の見出し中「文書等」を「文書」に改め、同条第1項中「文書等」を「文書」に改め、同条第2項中「了した文書等」を「終了した文書」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「文書等の」を「文書の」に、「一般文書等」を「一般文書」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（文書の施行）

第12条 施行する文書には、次の各号に掲げる施行の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、軽易な文書にあつては、この限りでない。

(1) 電磁的記録による施行 知事の事務部局で定める手続の例によるものとする。

(2) 電磁的記録によらない施行 公印を押すこと。

第13条 公印を押印しようとするときは、総務任用課長が指定する者に申し出て、原議等と相違ないことの審査を受け、承認を受けなければならない。

第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（供覧）

第9条 文書の供覧（関係者の閲覧に供することをいう。以下同じ。）は、支援システムに当該文書の件名、供覧を行うべき理由の生じた日その他必要な事項を入力し、支援システム文書として処理しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、供覧用紙を用いて行うことができる。

2 第7条第2項の規定は、文書の供覧をする場合について準用する。

第6条の次に次の1条を加える。

（起案）

第7条 起案は、支援システムに件名、起案を行うべき理由の生じた日その他必要な事項を入力し、支援システム文書として処理しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、起案用紙を用いて行うことができる。

2 起案には、その趣旨が分かる簡明な件名を付け、必要に応じ、次に掲げる事項を記録し、又は添付しなければならない。

(1) 伺い文（起案を行うべき理由）

(2) 文案

(3) 準拠法条

(4) 予算関係資料

(5) その他参考資料

附 則

この訓令は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。